

【学生各位】平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する緊急採用・応急採用

日本学生支援機構（JASSO）奨学金 緊急・応急採用のご案内

日本学生支援機構（JASSO）では、平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災者救済のため、奨学金の貸与が必要になった学生に対して、緊急採用及び応急採用を受け付けます。下記の災害救助法適用地域に居住する学生で、JASSOの貸与奨学金を希望する者は、平成30年10月15日（月）までに各キャンパスの学生生活課まで申し出てください。

記

1 災害救助法適用地域及び適用日

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県、岐阜県の各市町村（別紙参照）	7月5日～7月8日

2 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用（第一種奨学金）	平成30年7月以降で申込者が希望する月	平成31年3月（注）
応急採用（第二種奨学金）	平成30年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

（注）緊急採用（第一種奨学金）は平成31年3月までの貸与となります。ただし、平成31年度においてなお、第一種奨学金が必要と認められる者から、平成31年1月10日（木）までに「緊急採用（第一種）奨学金継続願」の提出があった場合には、翌年度末（平成32年3月）まで貸与を継続します。また、年度末ごとに同様の願い出を繰り返すことにより修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

- 災害救助法適用地域の近隣地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等ならびに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。
- 学生・生徒本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方からの「JASSO 支援金」の申請を受け付けます。詳細は機構ホームページで確認することができます。※平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害にかかる受付期限は10月31日です。

<https://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/index.html>

以上

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法適用地域について

災害救助法適用地域は以下のとおりです。(平成30年7月8日時点)

災害救助法適用市町村		法適用日
【高知県】	安芸市、香南市、長岡郡本山町	7月6日
	宿毛市	7月7日
	土佐清水市、幡多郡三原村	7月8日
【鳥取県】	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町	7月6日
【広島県】	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町	7月5日
【岡山県】	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町	7月5日
【京都府】	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町	7月5日
【兵庫県】	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町	7月5日
	姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町	7月6日
	養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町	7月7日
【愛媛県】	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町	7月5日
【岐阜県】	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村	7月6日
	岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町	7月8日

(第1報～第8報)

日本学生支援機構寄附金事業
**「JASSO 支援金」の
ご案内**

元奨学生や篤志家の方々などから
寄せられた寄附金を基に
「JASSO 支援金」事業を創設しました。

自然災害等により、居住する住宅に半壊
以上等の被害を受け、学生生活の継続に支
障をきたした学生・生徒が、一日も早く通
常の学生生活に復帰し、学業を継続できる
よう JASSO 支援金の支給を行います。

詳細はこちら

<http://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/>

◆ JASSO 支援金の申込みは、学校の担当窓口へ

平成 30 年 4 月 1 日

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 支援金」

独立行政法人日本学生支援機構

1. 本事業の目的

自然災害等により居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生又は生徒（以下「学生等」という。）が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO 支援金の支給を行います。

2. 申請資格

次の全てに該当する人。

- (1) 日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程のうち、日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の奨学金貸与対象校・対象学科に在学中の学生等（外国人留学生を含む）。
- (2) 自然災害等の発生により、居住する住宅（学生等が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ。）に、半壊以上の被害（全壊・半壊・全焼・半焼失・全流出・半流出・全埋没・半埋没・床上浸水）を受けた場合又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続した場合。
- (3) 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等。
 - ※ 本機構奨学金の貸与対象外の課程に在学中の人、科目等履修生、研究生、聴講生等は除きます。
 - ※ 成績不振により留年中（成績自体に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している人を除く。）に発生した災害は対象外です。
 - ※ 入学前に発生した災害は対象外です。
 - ※ 休学中に発生した災害は対象外です。
 - ※ 同一の災害につき、申請は1回とします。
 - ※ 本機構の奨学金や他団体の経済的支援を受けていても申請することができます。

3. 支給額

10万円 ※ 返還不要

4. 支援金の申請および推薦方法

学生等は、本機構が指定する申請書類により在学する学校を通じて申請し、学校は、書類を確認の上、学校長名により本機構理事長宛に推薦します。

支援金の申請に係る詳細および様式は、本機構ホームページをご覧ください。

JASSO 支援金に関する本機構ホームページ <http://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/>

5. 申請および推薦期間

- (1) 受付開始
平成26年10月より随時受付
- (2) 学校からの推薦期限
自然災害等発生月の翌月から起算して3か月を超えない期間内かつ当該学生等が在学中の推薦であること。

6. 審査結果の通知および支援金の支給について

推薦書類を本機構で審査のうえ、支給の可否について学校を通じてお知らせします。また、支給対象者には、指定口座に支援金を振り込みます。

7. 関係書類の送付先及び照会先

独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部広報課 JASSO 支援金担当
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7
電話：03-6743-6011 FAX：03-6743-6662